

静岡県認定農業者協会だより

VOL : 39
2019年9月

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18（静岡中央ビル7F）
静岡県認定農業者協会（事務局：（一社）静岡県農業会議 森下・山城）
TEL 054-255-7934 FAX 054-273-4314

認定農業者のメリットは自ら創り出す！！ 関東農政局及び静岡県経済産業部農業局との意見交換会

令和元年9月5日、国や県との意見交換会を実施し、当協会からの意見・要望をもとに、関東農政局担い手育成課長や県庁農業局幹部職員と、下記のとおり意見交換を行った。

この会は、「認定農業者のメリットは自ら創り出す！！」という会員の思いを込めて、毎年実施しているもので、ここ2年連続で、この会が契機となり県の新規事業が創設された。



水崎会長挨拶

1 静岡県認定農業者協会からの意見・要望に基づく意見交換

(1) 認定農業者の組織強化・活性化に対する支援



県庁農業局長による回答

- ・サミットの準備を通じて、担い手同士の協力関係を築いていると思うので、今後も交流が活発になるように、県としても引き続き認定農業者協会の活動を支援していきたい。（県）
- ・来年度以降、ミニサミットを実施することは良いことだ。これにより、7地域の運営委員会を継続することが重要であり、県として、どのようなお手伝いができるか検討したい。（県）

(2) 親元就農者に対する支援の拡充・・・農業次世代人材投資事業（経営開始型）

- ・行政事業レビューにおいて、親元就農者に対して新規参入者と同じ額を支援することにはかなり批判があった。このため、「新規参入者と同等の経営リスク」という要件を設けて、親元就農者に対しても150万円の支援ができるようにした。（農政局）
- ・親元就農の場合、農地の所有権を就農後5年以内に親から子へ移転するという要件を、令和元年度から利用権設定でも良いというふうに現場実態を踏まえた見直しを行った。（農政局）



関東農政局担い手育成課長による回答

(3) 樹園地における農地の利用集積・集約化の推進と農地整備事業の要件緩和



県庁農業局幹部職員による回答

・人・農地プランの実質化には、地域での話し合いが重要な要素である。農地の出し手が話し合いに参加し理解が促進されれば、樹園地においても、より農地集積が進むものと考えている。(県)

・農地中間管理機構関連の農地整備事業では、対象農地面積は平場 10ha 以上のところ、中山間地域では 5ha 以上に緩和されている。さらに、静岡県のお茶産地のように小規模の園地が分散している場合は、事業実施範囲について「営農上の一体性」が説明できれば対象にしている。(農政局)

2 その他の意見・要望（フリートーク）

(1) 静岡県茶業の再生を目指した県の取組

- ・本県の場合、いわゆる急須で飲むお茶、リーフ茶の需要が減っていることが大きな課題であり、生産というより出口戦略、売り方が少し弱いと感じている。(県)
- ・茶生産者の皆さん全員の経営が成り立つような取組を行うため、抜本的な見直しを進めている。考えられることは全部やっていくということで準備している。(県)



会員による意見・要望

(2) 茶価が低迷する中での産地パワーアップ事業の成果目標の評価

- ・平成 30 年度に産地パワーアップ事業の評価手法が改正され、「販売額または所得額の 10%以上の増加」等、市場の需給といった外的要因が影響する成果目標を設定した場合に、事業による効果を適正に検証するため、事業実施前の市況等と成果目標年の市況等の価格変動値を補正係数として適用した上で評価を行うことができるようになった。(農政局)

農地中間管理事業が利用しやすくなります!!

～ 11月1日から手続きが簡素化されます ～

お問い合わせは静岡県農業振興公社へ

農地中間管理事業とは

農地を貸したい人(出し手)

借受

静岡県農業振興公社
(農地中間管理機構)

貸付

農地を借りたい人(担い手)

簡素化の内容

貸借手法の簡素化

これまで
集積と配分の計画を別々に作成、時間がかかる

これから
集積計画のみで貸借の手続きが完了する仕組みができ、簡素化

利用状況報告の廃止

これまで
毎年、公社(機構)に利用状況を報告する義務

これから
利用状況報告は原則、廃止(一般法人は農業委員会へ報告が必要)